

質疑に対する回答

件名： 3Dプリンター部品の航空機装備に向けた環境整備 ～航空機部品のリバースエンジニアリングに関わるデータ取得、製作及び試験～

項	質問	回答
1	仕様書の2.事業の内容 (6)試験方案に、「試験の基準は、耐空性審査要領第Ⅲ部4-10-2-1(同等性基準14CFR25.852(a)とする。）」とありますが、燃焼試験の実施対象は仕様書の2.事業内容 (4)製作 (イ)で規定された「試験片(図1の2種類の積層方向)」の合計24枚だけで宜しいでしょうか？ 上述の要領のa項では実機搭載部品を所定の寸法以下にカットした上程の官給品についても燃焼試験を行うことが要件と解釈出来ます。 また、官給品については製作数量各10個とありますが、その場合の試験数は各3回で宜しいでしょうか。	試験片は仕様書 表3に定める個数を仕様書2. (4)(イ)に基づいて製作していただきます。 製作した試験片で仕様書2. (6)から(9)を実施していただきます。 10個と定める仕様書2. (4)(ア)は、試験片を用いた燃焼試験の実施と関係性は有しておりません。
2	仕様書の2.事業の内容 (6)試験方案項に、「受注者は試験方案作成後、試験施設の技術者とともに発注者へ方案内容を説明すること。」とありますが、説明は試験技術者を伴って貴局に伺って対面で実施するのでしょうか。 Web会議システム等で繋いで実施することは可能でしょうか。	試験方案を発注者へ説明する手法は仕様書で定めておりませんので、Web会議の手法で方案の説明を実施いただいても構いません。
3	仕様書の2.事業の内容 (7)試験セットアップ項に、「(6)項で合意した試験セットアップポイントに(貴局)監督職員又は同行者が立ち合う」と記されていますが、こちらは試験実施場所にご来訪いただくとの理解で間違いないでしょうか。	試験を行う場所へ赴き、試験へ立ち会います
4	以上	